施設

論点①－1　配置基準の弾力化

論点①－1

（やむを得ない事情における人員欠如減算に係る特例的な取扱いについて）

■ 介護職員・看護職員、ケアマネジャー等の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っている場合の人員欠如減算に係る特例について、令和８年６月の算定分から、３か月の減算の猶予を認めているところ、中山間・人口減少地域においては、特に職員確保が困難であり、ハローワークが多く活用されていることを踏まえ、サービスの質や職員の業務負担への配慮を前提に、特定地域サービスにおける特例の期間についてどのように考えるか。

（サービスの質の確保や職員の負担への配慮のための取組について）

■ 特定地域サービスにおける配置基準の弾力化に際し、サービスの質の確保や職員の負担への配慮のための取組についてどのように考えるか。（論点①－２で具体的な論点及び対応案を提示）

対応案

■ 人材確保や今後のサービス継続が極めて厳しい現状やサービス提供に関する実態、現行制度を踏まえ、サービスの質の確保等を前提として、利用者の処遇が適切に行われ、かつ、職員の業務負担の観点から支障がない場合に限って、特定地域サービスの配置基準の弾力化を行うこととしてはどうか。

■ 特定地域サービスにおいては、併設事業所に関する下記の配置基準の特例＊が適用される介護老人福祉施設の範囲を見直すこととしてはどうか。＊現行、定員30人以下の介護老人福祉施設と併設の事業所において設けられている特例

①（介護予防）短期入所生活介護事業所が併設される場合、これらの事業所に置かないことができる人員
- 医師（※）
- 生活相談員
- 栄養士
- 機能訓練指導員

※　（介護予防）短期入所生活介護事業所の利用者の健康管理が適切に行われる場合に限る。

②（介護予防）通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、（介護予防）認知症対応型通所介護事業所が併設される場合、これらの事業所に置かないことができる人員
- 生活相談員
- 機能訓練指導員

③小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合に、介護老人福祉施設に置かないことができる人員
- 介護支援専門員

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p.25 より抜粋

施設

論点①ー1　配置基準の弾力化

論点①－１

（中山間・人口減少地域における介護老人福祉施設が置かれている現状）

■ 人材確保が極めて厳しくサービスの維持が既に困難な中山間・人口減少地域（特定地域）において、地域の実情に応じたサービス提供体制を維持・確保する方策として、今般の法改正により、「特定地域サービス」を創設したところ。

■ 特定地域の基本的な対象地域に所在する介護老人福祉施設の数は限られ、地域に介護老人福祉施設が所在しない又は１施設しか所在していない市町村の約半数が当該地域であり、また、中山間・人口減少地域においては、他の地域と比較し、専門職が不足し、人材確保が困難であるとの回答が多い傾向にあるほか、今後見込まれる職員の離職によりサービス提供に支障が生じる見込みがあるとの回答が多い。

■ 調査では、中山間・人口減少地域に所在する施設のうち約３割が、今後５年間において、縮小や休止・廃止等を迫られると回答しており、その理由について、職員の確保難と回答した施設が８割を超えている。

■ 人材確保・定着のため、立地状況にかかわらず、大部分の施設がハローワーク等による採用活動を実施しているほか、７割以上の施設が休暇制度の整備、育児・介護の両立等働き方の多様化を推進する取組を、また、５割以上が長時間労働の削減等の取組を講じている。なお、個別ヒアリングでも、短時間勤務やICT機器の活用等の様々な取組を実施しているとの声があった。また、今般の法改正により、福祉人材確保のための協議会の設置といった仕組みを設けた。

（併設事業所に関する現行制度や現状について）

■ 従業者の管理や業務の実施状況の把握、緊急時の対応等が求められる管理者について、一定の条件で、施設外の職員としての兼務等ができるが、看護職員や介護支援専門員は、一定の範囲の兼務に限って認められている。

■ 介護老人福祉施設と併設の短期入所生活介護の人員配置について、一定の兼務や必要配置人数の柔軟な解釈が認められているところ、介護老人福祉施設が同一敷地等で提供しているサービスについて、短期入所生活介護・短期入所療養介護が最も多く、次いで通所介護が多く、次に訪問介護が多かった。

■ 令和６年度改定において、離島・過疎地域に所在する定員30名の小規模介護老人福祉施設における効率的な人員配置を可能とする観点から、短期入所生活介護事業所等を併設する場合に、入所者等の処遇等が適切に行われる場合に限り、当該短期入所生活介護事業所等に生活相談員等を置かないことが可能とされた（具体的にはP16）。

■ こうした点を踏まえ、特定地域サービスにおける介護老人福祉施設と併設の事業所の配置基準についてどのように考えるか。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p. 23 より抜粋

施設

介護老人福祉施設と併設の短期入所生活介護における人員配置基準

社保審－介護給付費分科会
第273回（R８.11.２）

資料１

○　介護老人福祉施設（以下「本体施設」という。）と併設の短期入所生活介護の人員配置基準について、
・医師、栄養士及び機能訓練指導員については、本体施設に配置されている場合は、併設の短期入所生活介護事業と兼務可能とされており、
・生活相談員、介護職員及び看護職員については、本体施設の入所者と併設の短期入所生活介護事業所の利用者の数を合算して、その合計人数に対して必要な数を配置するものとされている。

○指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（抄）　　平成11年９月17日　老企２５号

８　短期入所生活介護
１　人員に関する基準（居宅基準第121条及び第122条）
⑴　従業者の員数
②　併設事業所については、
イ　居宅基準第121条第４項の「特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われる」とは、併設本体施設の事業に支障が生じない場合で、かつ、夜間における介護体制を含めて指定短期入所生活介護を提供できる場合である。
ロ　医師、栄養士及び機能訓練指導員については、併設本体施設に配置されている場合であって当該施設の事業に支障を来さない場合は兼務させて差し支えない。
ハ　生活相談員、介護職員及び看護職員の員数については、併設されているのが特別養護老人ホームである場合には、特別養護老人ホームとして確保すべき員数と指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数の合計を、特別養護老人ホームの入所者と併設事業所の利用者の数とを合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数とするものである。例えば、入所者50人、利用者10人の場合の看護・介護職員の員数は、50÷３＝17（端数切り上げ）と10÷３＝４（端数切り上げ）の合計で21人となるのではなく、（50＋10）÷３＝20人となる。
ニ　（略）

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p.14 より抜粋

３．（３）⑰　小規模介護老人福祉施設の配置基準の見直し

概要

【介護老人福祉施設】

○　離島・過疎地域に所在する定員30名の小規模介護老人福祉施設における効率的な人員配置を可能とする観点から、短期入所生活介護事業所等を併設する場合に、入所者等の処遇等が適切に行われる場合に限り、当該短期入所生活介護事業所等に生活相談員等を置かないことを可能とする。【省令改正】

基準

離島・過疎地域（※１）に所在する定員30名の介護老人福祉施設に、短期入所生活介護事業所等が併設される場合、利用者の処遇が適切に行われる場合に限り、それぞれ次のとおり人員基準の緩和を認める。

①（介護予防）短期入所生活介護事業所が併設される場合、これらの事業所に置かないことができる人員
- 医師（※２）
- 生活相談員
- 栄養士
- 機能訓練指導員

②（介護予防）通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、（介護予防）認知症対応型通所介護事業所が併設される場合、これらの事業所に置かないことができる人員
- 生活相談員
- 機能訓練指導員

③小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合に、介護老人福祉施設に置かないことができる人員
- 介護支援専門員

※１　「離島・過疎地域」とは、離島振興法に規定する離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法に規定する小笠原諸島、沖縄振興特別措置法に規定する離島、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域（みなし過疎地域を含む。）をいう。

※２　（介護予防）短期入所生活介護事業所の利用者の健康管理が適切に行われる場合に限る。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p.16 より抜粋